

「事業評価書 道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)により新設された規制」の要旨

評価期間:平成19年6月から平成23年12月までの間

評価の対象とした政策

- 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加  
 一定の違反行為が繰り返し行われた車両の使用者に対する使用制限命令は、当該違反行為が更に繰り返し行われることを防止するためのものであり、中型自動車による繰り返しの違反行為が著しく交通の危険を生じさせるおそれは、大型自動車によるものと同様と考えられることから、中型自動車が繰り返し違反行為をした場合における中型自動車の使用者に対する使用制限命令の期間を、大型自動車と同じ3月を超えない範囲内の期間とすることとした。
- 中型免許を受けた者に対する運転制限  
 中型免許の新設に伴い、道路交通法(昭和35年法律第105号)において、一定の条件を満たさない者は政令で定める中型自動車を運転できないこととされたが、当該政令で定める中型自動車を、緊急自動車(公安委員会が行う審査に合格した者が運転するもの及び自衛隊用自動車で自衛官が運転するものを除く。)とすることとした。

評価の観点

有効性及び効率性の観点から評価する。

効果の把握の手法及びその結果

- 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加  
 ・ 中型自動車、普通自動車及び大型自動車に対する使用制限命令件数

	平成19年			平成20年			平成21年			平成22年			平成23年			合計			
	普通	中型	大型	普通	中型	大型	普通	中型	大型	普通	中型	大型	普通	中型	大型	普通	中型	大型	
件数	最高速度違反行為	6	0	0	9	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	18	0	0
	過積載	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	5	0	0	2	0	0	11
	過労運転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	放置駐車違反	2,972	9	0	3,726	46	4	3,285	34	0	2,956	33	0	2,365	31	0	15,304	153	4
	計	2,978	9	0	3,735	46	4	3,287	34	4	2,957	33	5	2,365	31	2	15,322	153	15
合計	2,987			3,785			3,325			2,995			2,398			15,490			

平成19年の中型自動車にあっては、施行日(6月2日)以降の件数。

## 2 中型免許を受けた者に対する運転制限

・ 中型自動車、大型自動車、普通自動車及び自動二輪車の緊急自動車の緊急用務中における交通事故発生件数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平均
中型自動車	3	1	3	2	0	2
大型自動車	0	1	1	0	0	0
普通自動車	56	46	43	31	35	42
自動二輪車	1	1	2	1	1	1
合計	60	49	49	34	36	46

・ 中型自動車、大型自動車、普通自動車及び自動二輪車の交通事故発生件数

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平均
中型自動車	16,805	15,709	16,438	16,398	16,338
大型自動車	14,374	12,367	12,436	12,104	12,820
普通自動車	645,049	626,203	618,694	590,253	620,050
自動二輪車	16,875	16,200	14,536	13,584	15,299
合計	693,103	670,479	662,104	632,339	664,506

・ 中型免許、普通免許又は自動二輪免許を受けた者で一定の条件を満たさないものに対する緊急自動車の運転資格に係る公安委員会の審査件数

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	合計
中型自動車	0	1	0	0	0	1
普通自動車	24	20	15	14	31	104
自動二輪車	16	25	26	16	14	97
合計	40	46	41	30	45	202

いずれも、平成19年の中型自動車にあっては、施行日(6月2日)以降の件数。

### 3 参考指標

#### ・ 種類別運転免許保有者数

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
第一種	大型	1,122,994	1,106,704	1,089,135	1,068,347	1,046,361
	中型	1,027,578	1,000,815	970,915	938,239	906,792
	普通	156,823	168,011	188,972	199,026	205,471
	その他	2,091	2,144	2,149	2,161	2,177
第二種	大型	4,584,566	4,563,766	4,532,786	4,494,752	4,466,688
	中型	69,712,075	69,156,510	68,492,679	67,744,252	67,011,600
	普通	704,129	1,958,171	3,170,109	4,352,938	5,514,032
	その他	2,596,956	2,491,721	2,365,200	2,210,531	2,062,085
合計		79,907,212	80,447,842	80,811,945	81,010,246	81,215,266

2種類以上の免許を保有している者は、上位の運転免許(本表の上側となる運転免許)の欄に計上している。

中型免許には、中型免許新設以前に普通免許として計上されていた者を含む。

#### 評価の結果

#### 1 3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができる自動車の種類への中型自動車の追加

##### 【有効性・効率性】

新たに3月を超えない範囲の期間の使用制限命令を命ずることができることとされた中型自動車の使用者に対する使用制限命令については、中型自動車の使用者に対する使用制限命令の件数が毎年一定数存在していることを踏まえると、一定の違反行為が繰り返し行われた中型自動車を道路交通の場から排除することにより、施行前と比較して中型自動車の使用者が一定の違反行為を繰り返し行うことを抑止し、交通の危険を生じさせるおそれを減少させる効果を上げている可能性はあるが、当該規制の有効性及び効率性について十分検証できるまでには至っていない。

#### 2 中型免許を受けた者に対する運転制限

##### 【有効性・効率性】

中型免許を受けた者に対する運転制限については、中型自動車の緊急自動車の緊急業務中に発生した事故及び公安委員会が実施した中型自動車の緊急自動車の運転資格に係る審査件数は極めて少ないことから、当該規制の有効性及び効率性について十分検証できるまでには至っていない。